

田老地区復興まちづくり計画 (素案)

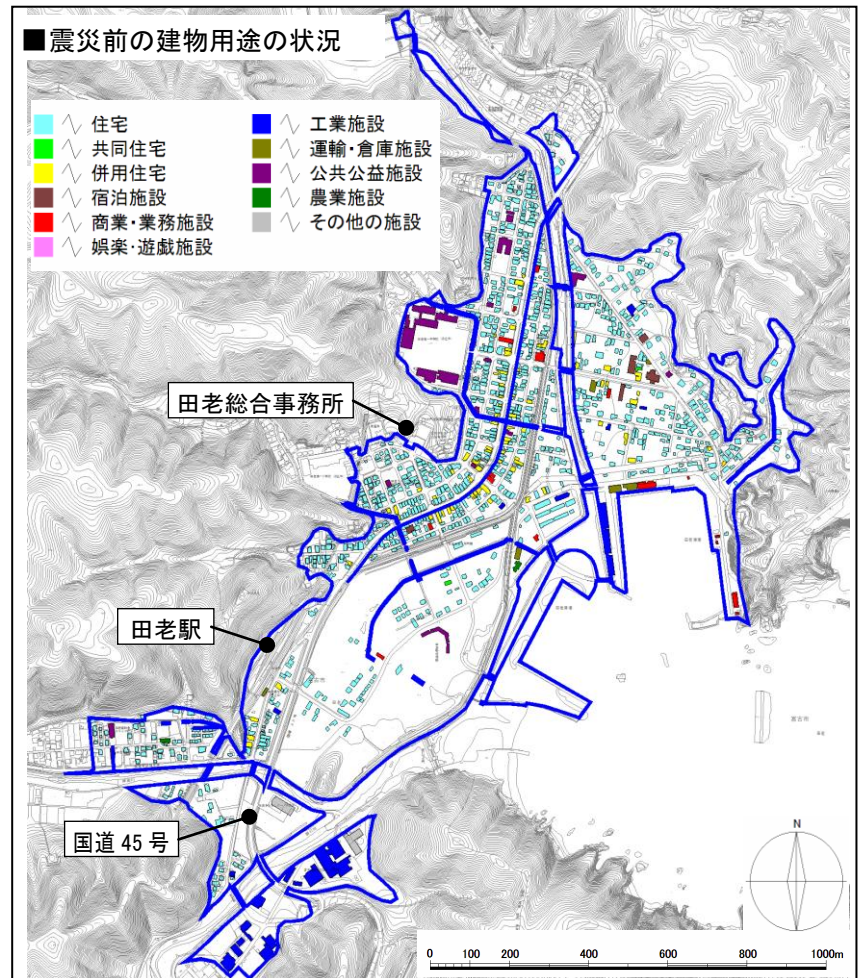
1. 地区の現況

(1) 地区の特性

田老地区は、豪壮、繊細な海岸線が続く陸中海岸国立公園内にあり、三王岩をはじめ真崎海岸、ウミネコ繁殖地の佐賀部、田老港など優れた景勝地をもつ観光とアワビやウニなどの磯漁業のほかワカメ、昆布などの養殖漁業が盛んな漁業の町です。さらにサケの水揚げ量が多く「さけの町」としても知られています。

地区の中心部は市街地が形成され、市役所総合事務所や教育・医療施設等の公共的施設、商店、飲食店などが集中していました。

地区周辺にはグリーンピア三陸みやこ、道の駅たろう等の観光施設が立地しています。



被災状況調査（国土交通省）より

(2) 被災前の状況

平成22年国勢調査では、田老地区の人口の構成は、宮古市全域に比べやや高齢化が進んでいます。

H22	宮古市		田老	
	人数	割合	人数	割合
0～9歳	4,474	7.5%	259	6.7%
10～19歳	5,259	8.9%	331	8.5%
20～29歳	4,298	7.2%	206	5.3%
30～39歳	6,338	10.7%	298	7.7%
40～49歳	6,999	11.8%	460	11.9%
50～59歳	8,507	14.3%	509	13.1%
60～69歳	9,614	16.2%	582	15.0%
70歳以上	13,896	23.4%	899	31.7%
総計	59,385	100.0%	3,544	100.0%

平成22年国勢調査より

(3) 地区の位置づけ

宮古市東日本復興基本計画における位置づけは以下のとおりです。

【復興まちづくりの方向性】

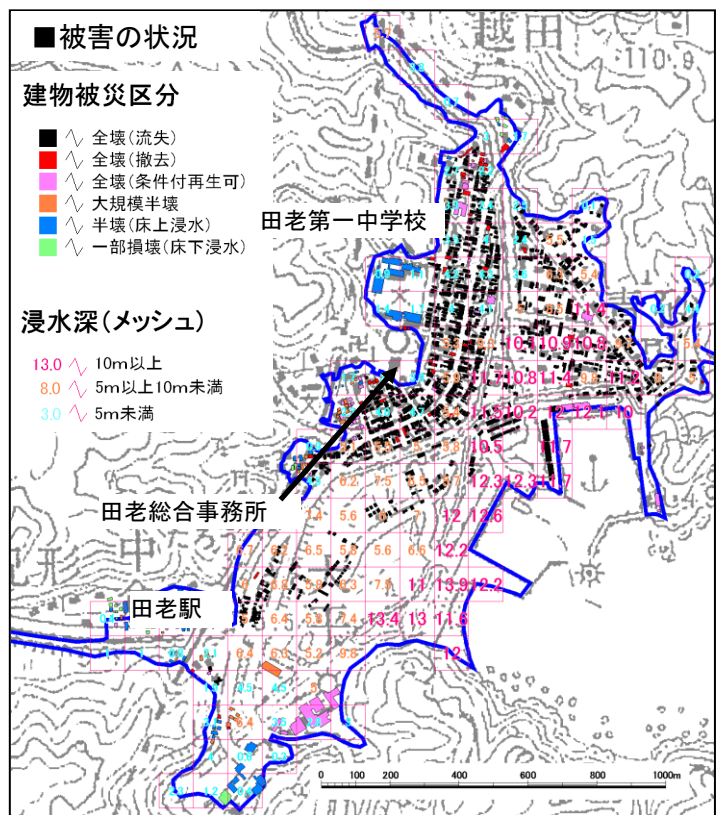
- ・北部の摂待地区を含め被災前のコミュニティに配慮しながら、住居の高台等への移転などによる安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備を推進します。
- ・つくり育てる漁業の再生に向け、漁業者への支援と漁業施設や水産加工施設の再配置などを進めます。また、三陸縦貫自動車道及びインターチェンジの整備を契機とした交流人口の増加による観光需要の拡大を図るなど、豊かな自然資源や水産資源を活かした産業の復興を推進します。
- ・倒壊した防潮堤の復旧も含め、効果的な防災施設のあり方について検討するなど、海岸保全施設の整備を促進します。また、津波災害の歴史や教訓を広く国内外に伝えるための施設整備や防災教育の充実などハード・ソフト両面からの事業を推進し、地域の魅力を高める取り組みを行います。

(4) 被害の状況

本地区の歴史は古くから津波との闘いで、慶長16年、明治29年、昭和8年に壊滅的被害を受けました。

昭和54年完成の大防潮堤ができた後に発生した今回の3月11日の東日本大震災においても、被害は甚大なものとなりました。海側の第一防潮堤が破壊され、第二防潮堤も越流し、地区一面に津波が押し寄せました。浸水面積は121.2haにわたり、浸水深はT.P.+7.1~14.7m、最大浸水深が13.9m（野中地区）に達しました。

津波による被害は死者141名(H23.6月現在・乙部、田老)、被害棟数1,076棟でした。浸水区域内の建物の83.8%が流失または撤去となる被害を受け、避難場所である田老第一中学校も浸水しました。野原、野中の建物は387棟が流失、全壊しました。
(H23.10月現在)



今後は、漁港施設、水産加工場や製氷冷凍冷蔵施設などの漁業施設の復旧と産業の復興、津波から命を守る安全なまちとして再建するまちづくりが求められます。

※T.P. : 東京湾海水面

2. 復興まちづくりの目標

田老地区の検討会での意見、地区復興まちづくり便りに対する意見、市からの情報提供などを踏まえて検討した、将来を見据えた復興まちづくりの目標は以下のとおりです。

(1) 地区復興まちづくりの目標

田老地区の復興まちづくりの目標を以下のとおりとします。

- ・誰もが安心して住めるまち、災害に強いまち
- ・住環境が良く、人に優しいまち、楽しいまち、ふるさとといえるまち
- ・漁業のまち、観光のまち、海と親しむまち
- ・商業のまち、製造業のまち、産業が盛んなまち

誰もが安心して住めるまち、災害に強いまち

生命を守り、子や孫を危険な目にあわせない、災害で二度と泣くことのないまちとするため、人工防災に頼らない、海が見える高台のまちとします。

津波や水害に強く安心なまちづくりをすすめ、津波被害を風化させず、先人の知恵が生きている津波防災のまち モデル地区「克災（国際）的なまち」をめざします。

そのため、津波が来る場所にいるという意識を持ち、いつでも避難できるよう毎年訓練を続けます。水門の無い、消防団員もすぐ逃げられるスロープのある防潮堤や避難路へのスロープ整備を行います。



住環境が良く、人に優しいまち、楽しいまち、ふるさとといえるまち

子や孫が安心してずっと暮らせ、「ふるさとだ!」と思える、若者にとっても環境の良い、子供の笑顔と笑い声が聞こえる、誰もが住みたいと思うような楽しいまちにします。

小さい子供と高齢者が交流でき、住民一人ひとりの顔が見える、医、食、住のそろった高齢者が安心して暮らせる健康、医療に自信、安心が持てるまち、観光面でも魅力のあるバリアフリーのまちとします。

自然の海、川、山に親しみ、海辺や磯場で子どもたちが楽しむ、四季を通して住民が住んで良かったと言えるまちとします。

復興まちづくりを進めるため、まちづくりを担う人づくりをします。



漁業のまち、観光のまち、海と親しむまち

漁業を中心とした第1次産業が中心でワカメなら田老というようなまちにします。「海」と親しく付き合え、漁業者が安全操業できる基盤作りをすすめます。

防潮堤、三王岩を活かし、また、田老を売り出す産品と観光により海産物もお菓子も遠くから買いに来たいと思う土産のあるまちとします。体験型観光漁業をとり入れ漁業と観光のまちづくりを行います。

その他、津波災害の写真やビデオを生かして津波の実態を知らせる資料館を建てることを検討します。



商業のまち、製造業のまち、産業が盛んなまち

活気ある商店街の復活をします。水産加工団地があり、製造業者の居るまち、産業が復興し仕事に活力がある、企業が進出しやすいまちとします。

NPO 設立や起業により、事業提案をして、支援やお金をつかみとれる若者を育てます。

(2) 地区の復興まちづくりの方針

①土地利用の方針

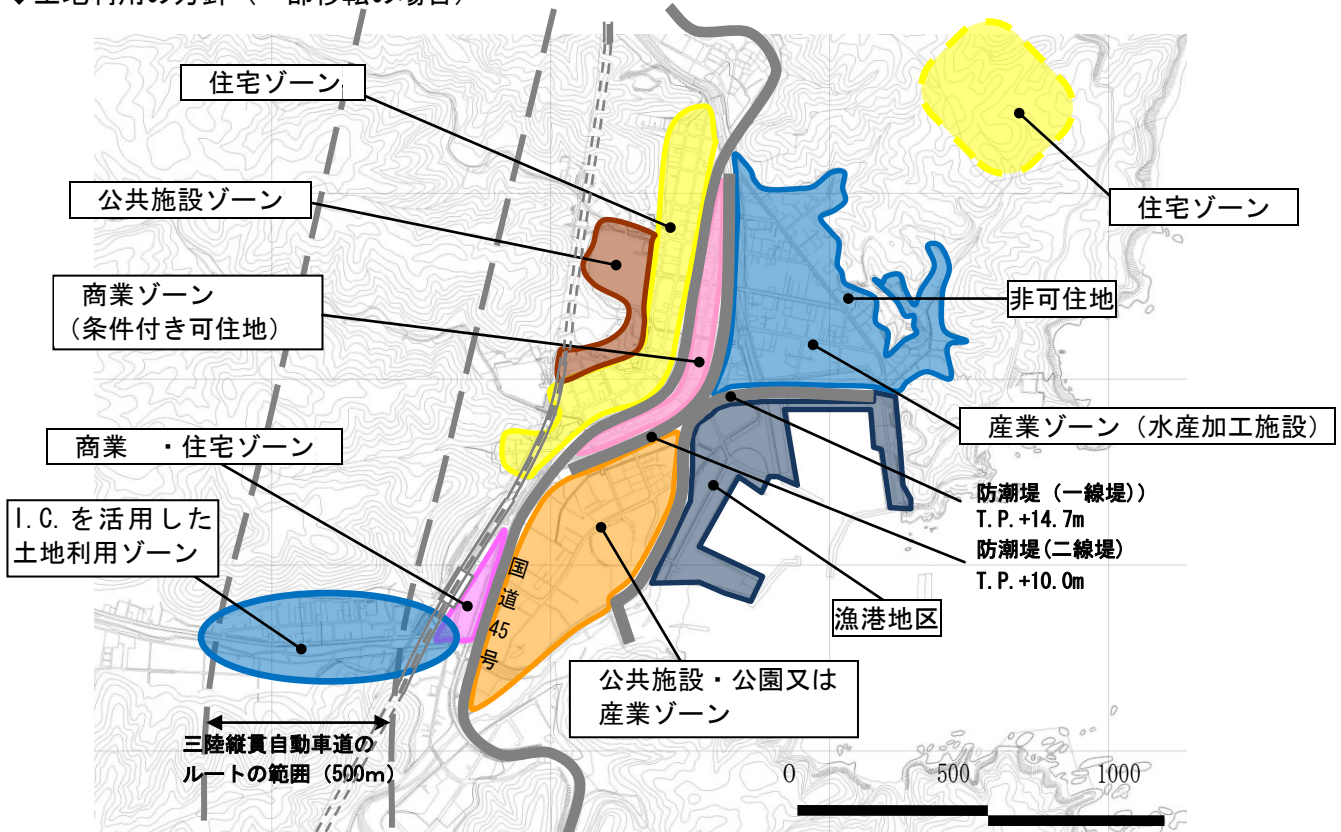
地区の土地利用は、以下のとおりとします。

- ・ 従前のコミュニティに配慮しながら、災害に強いまちづくりを行います。
- ・ 子どもや高齢者にやさしいバリアフリーのまちづくりを行います。
- ・ 漁業をはじめ、観光、製造業や新たな産業が盛んなまちづくりを行います。

移転対象	一部移転とする（危険な区域は近くの高台等に移転する）。 ※今回浸水しない周辺も含め安全な高台等に移転するという意見もある。 全戸移転する場合は、高台に田老の中心となる広場に面した商業エリアを設け、学校、銀行、屯所、有床の診療所、皆が集まる場所等を設ける。
移 転 先	乙部高台、古田、グリーンピア周辺等

土 地 利 用	野原地区	水産業・漁業等の施設。 水産加工団地。
	漁港地区（堤外地）	漁業、水産業のための土地利用。子ども達が海と親しめる場所。
	大平地区（駅前）	嵩上げて可住地。駅前商業地。
	国道 45 号の山側	面的に嵩上げて可住地。
	二線堤と国道 45 号の間	地域イベント広場、公園のある商業地。 商業地（商業施設の上層階から避難路と接続）。 条件付き可住地（津波に耐える構造の建物の1階にピロティ（通り抜け）を設けた商業施設。浸水階より高い階のみ住宅やグループホーム等を認める）。
	乙部、青砂里	非可住地。
野中地区	スポーツ施設や市民会館などの公共施設用地。 集団農場、製造業、養殖や新産業用地。 ソーラーパネルの設置など、民間の力を活用。雇用を発生させる産業用地。 非可住地（公園・池とし、津波のエネルギーを弱める）。	

◆土地利用の方針（一部移転の場合）



(3) 道路、防災等の施設配置の方針

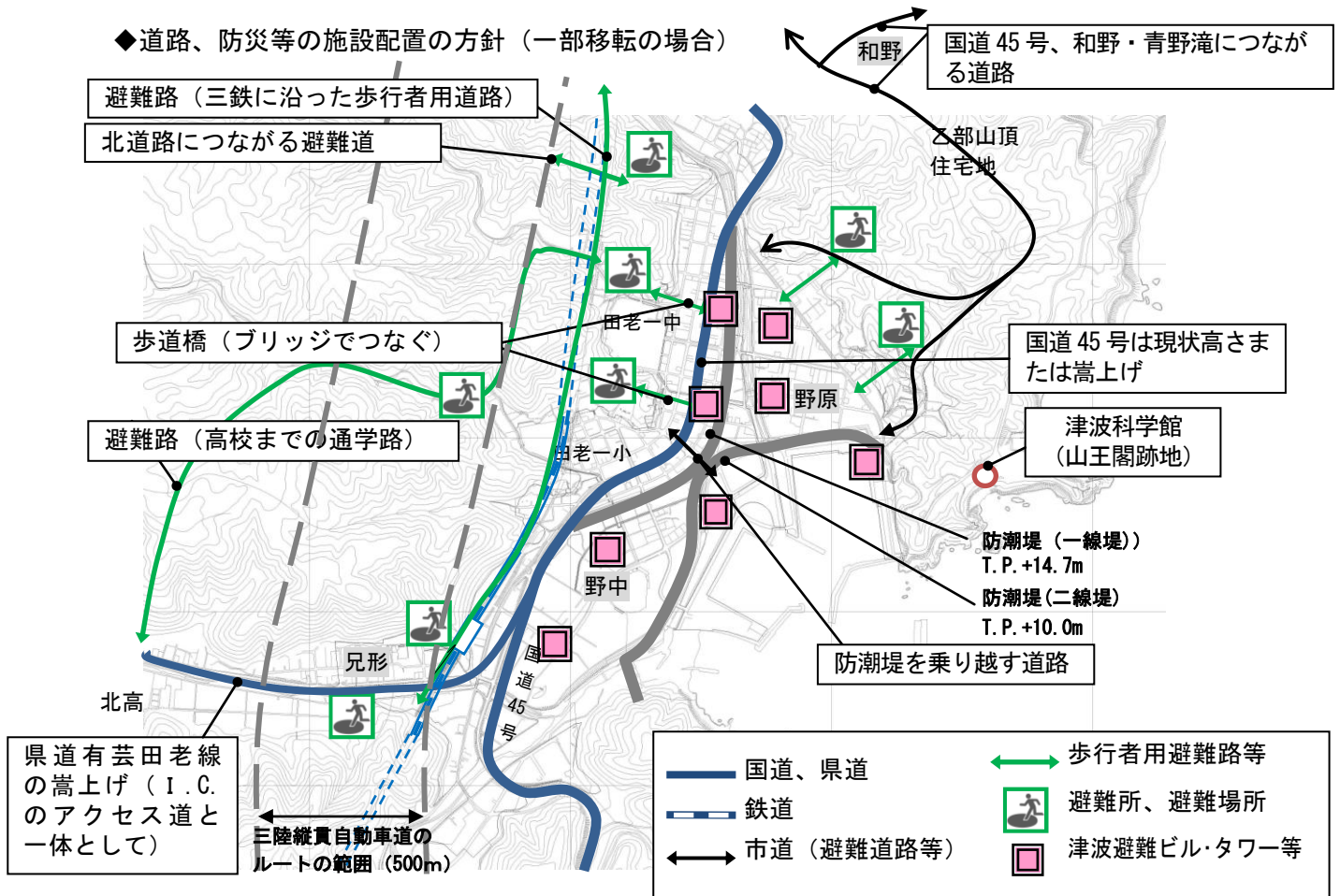
施設配置は、以下のとおりとします。

- ・安全な高さで連絡できる避難道路を整備します。
- ・避難場所、津波避難ビル、避難タワーなど避難場所の充実を図ります。
- ・地区中心部と港を連結する防潮堤を乗り越す港連絡道路を整備します。

■道路、防災等の方針

防潮堤	防潮堤の水門は可能な限り減らし、防潮堤を乗り越えるスロープを整備。
避難場所、避難タワー、ブリッジの整備	予想浸水深が深い区域内には津波避難タワーやブリッジなどを整備し、地区周辺の高台に避難場所を適切に配置するとともに安全性を高め機能を充実。
避難路・避難道	安全な高さで連絡できる避難道路を整備するものとし、地区中心部と北高校を結ぶ歩行者道路の整備。三鉄に沿った歩行者用道路、三陸縦貫道路につながる歩行者用避難道の整備。
公園の整備	候補地として、 ・二線堤と国道45号の間。 ・中学校を移転し、跡地の校庭をイベント広場。 ・兄形団地に公園整備。
道路	国道45号については、まちづくりとともに嵩上げする案と現状の高さのままとする案がある。 県道有芸田老線の嵩上げ（I.C.のアクセス道と一体として） 乙部・青砂里地区の高台住宅地を経由し和野・青野滝にアクセスする道路整備。 地区中心部と港を連結する防潮堤を乗り越す道路を整備。
排水施設	地区中心部の排水対策。
鉄道駅	田老駅は現位置。
小・中学校	小・中学校は、安全な場所へ移転。

◆道路、防災等の施設配置の方針（一部移転の場合）

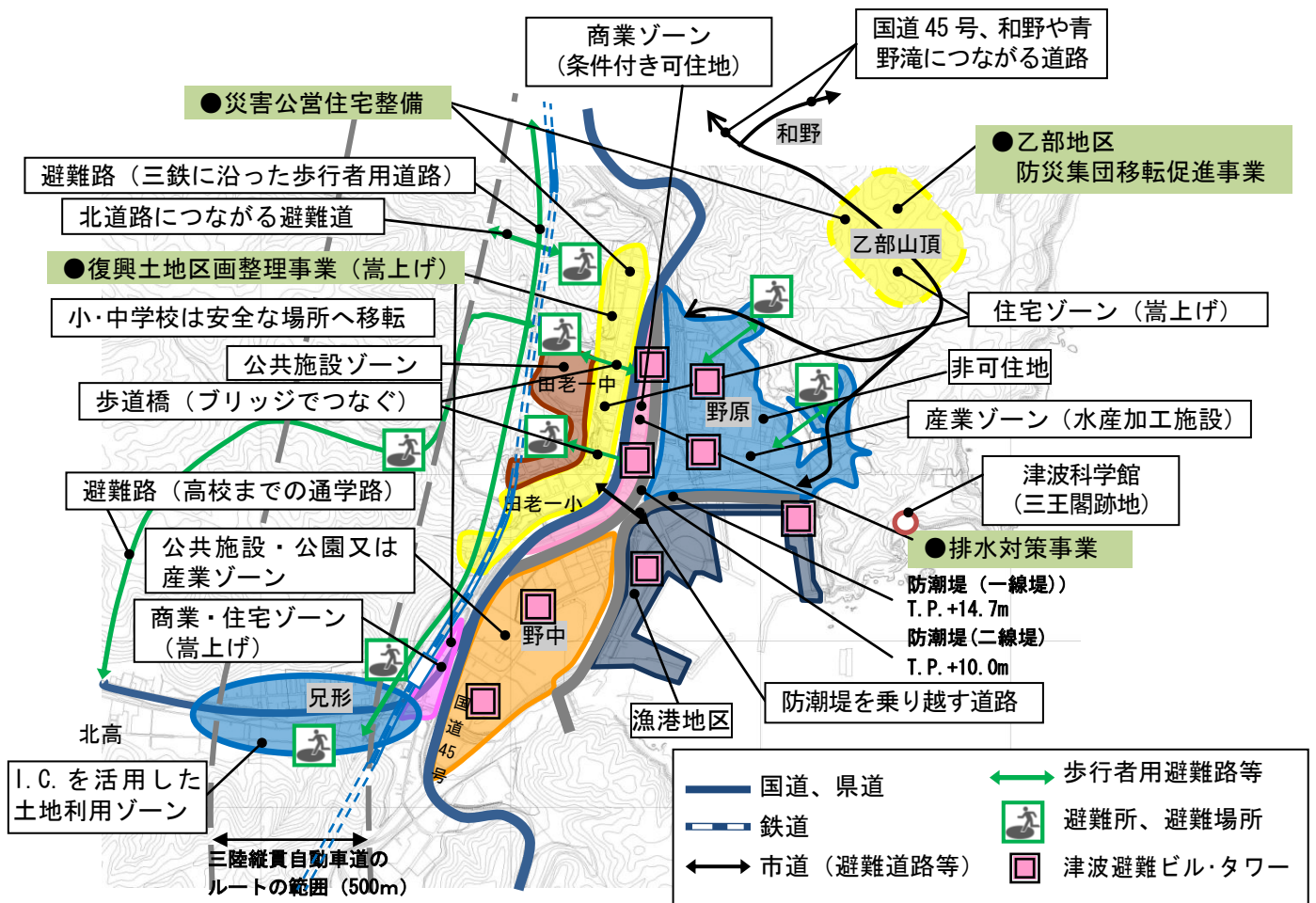


0 500 1000

3. 田老地区復興まちづくり計画図

①地区復興まちづくり計画図（素案）（一部移転のパターン）

- ・津波シミュレーションによる浸水被害の危険性が高い野中、野原地区を非可住とし、二線堤と45号の間の市街地を条件付き可住地とします。乙部高台において、非可住とした地区の居住者の集団移転先の団地、災害公営住宅を整備します。
- ・国道45号以西を浸水しない高さ（約4m程度）に面的に嵩上げし、住宅地として整備します。
- ・駅前地区を嵩上げし、三陸鉄道田老駅をバリアフリー化します。
- ・二線堤と国道の間に1.2階は商業業務施設や福祉・コミュニティ施設、3階以上を住宅とした津波避難ビルを兼ねた災害公営住宅を整備します。
- ・避難場所への安全な避難路を確保し、浸水しない区域を結ぶ安全な避難道路を整備します。



●整備後のイメージ

○住宅地



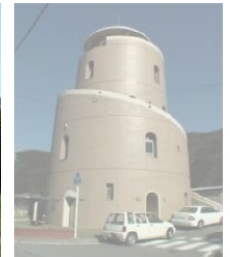
○避難路



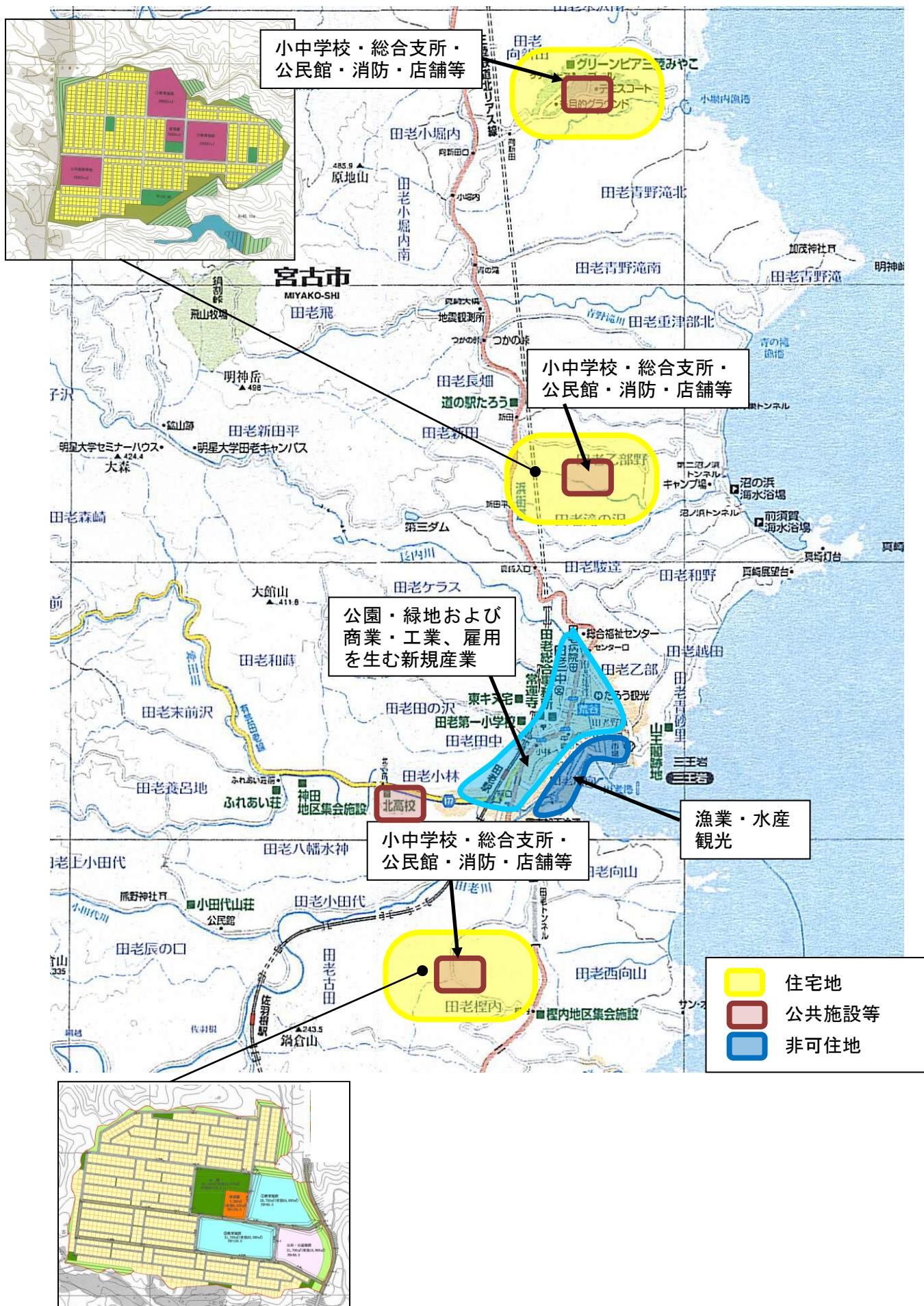
○避難場所



○津波避難タワー



②地区復興まちづくり計画図（素案）（全戸移転のパターン）



4. 導入事業およびスケジュール

一部移転の場合の導入事業およびスケジュールは以下のように計画しました。

		H24 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32 以降
住宅地整備	乙部地区防災集団移転促進事業	調査・設計・協議	事業着手			住宅建設	(権利者が実施)			
	田老荒谷、館が森、川向嵩上げ復興土地区画整理事業	調査・設計・協議	事業着手			住宅建設	(権利者が実施)			
	駅前地区嵩上げ区画整理事業	調査・設計・協議	事業着手 (宅地造成、公共施設整備)							
	災害公営住宅整備事業			調査・設計・協議	事業着手					
道路・公園整備	市道道路整備事業	調査・設計・協議	事業着手 (道路整備)							
	避難場所整備事業	調査・設計・協議	事業着手 (造成、防災施設整備)							
	避難路整備事業	調査・設計・協議	事業着手							
	野中運動公園事業		調査・設計・協議	事業着手						
海岸等	防潮堤・水門整備事業	事業着手								
	排水対策事業		調査・設計・協議	事業着手						
ソフト事業	産業活性化事業 (水産業、観光業等)	調査研究、企画	産業活性化の実践							
	企業誘致事業	調査研究、企画	企業誘致活動							
	避難誘導システム等整備事業 (サイン、行政無線、防災教育等)	調査研究、企画	事業着手		システム等運営					

※事業スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

また、住宅地整備については、団地の規模等が具体化する中で、早期住宅建設ができるよう見直していきます。

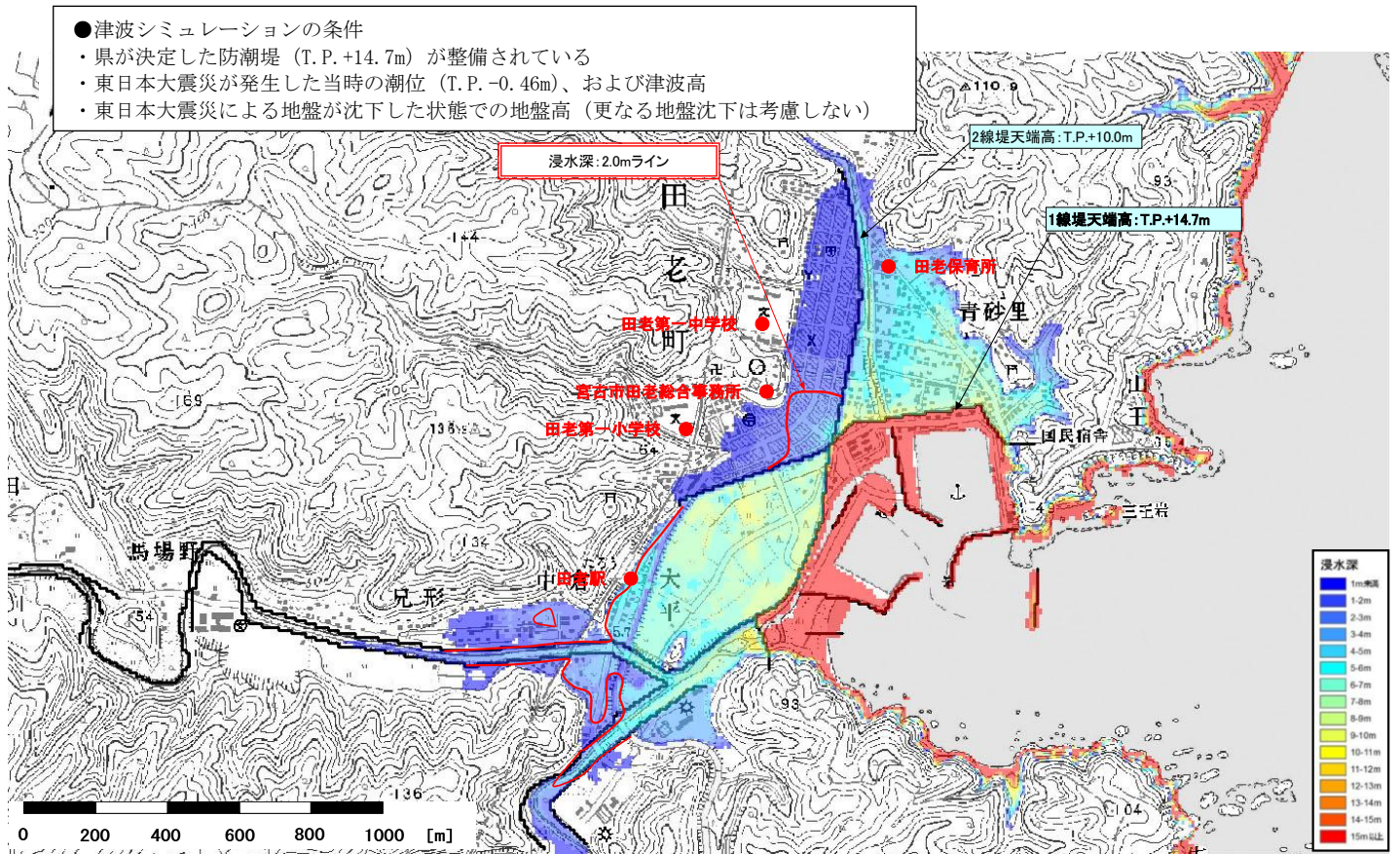
なお、仮設住宅の確保やメンテナンスに配慮するものとします。

◎この田老地区復興まちづくり計画（素案）は限られた時間の中で、熱心な議論によりおおよその方向づけをまとめたものです。

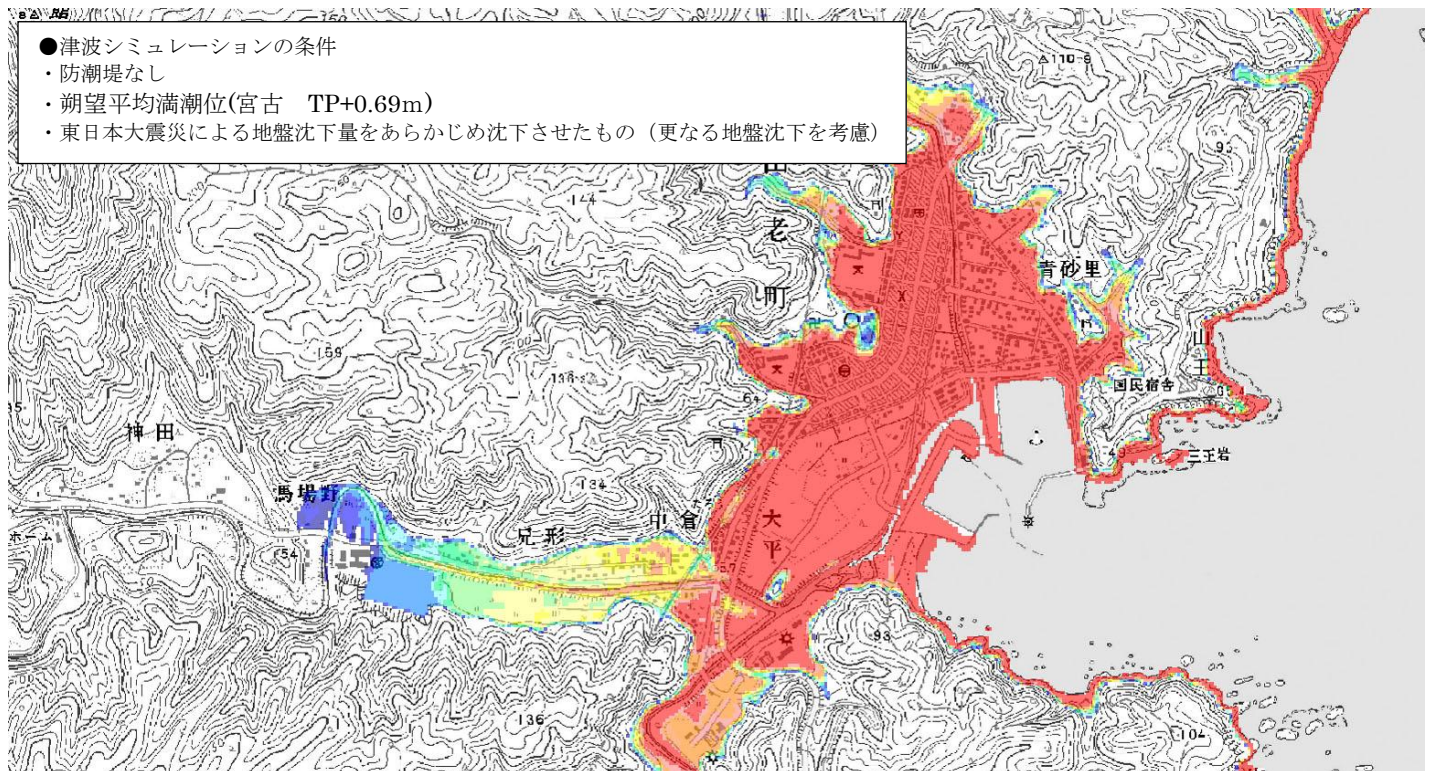
◎この案をたたき台として、今後も、これまでの田老地区における課題解決もあわせたソフト事業も含めて、地域の皆さんでまちづくりを進めていきます。

参考資料1：津波シミュレーションについて

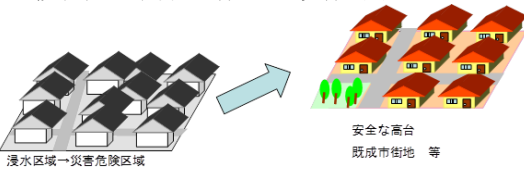
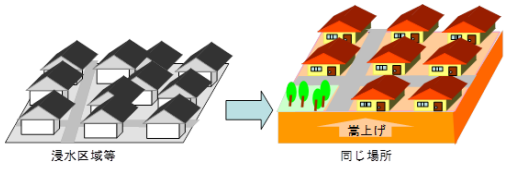
1) 復興まちづくりを検討する前提となるシミュレーション



2) 避難を考えるための最悪の場合のシミュレーション



参考資料2：事業手法について

		防災集団移転促進事業	被災市街地復興土地区画整理事業
事業目的		災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。	健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
要件		○住宅団地へ5戸以上の集団的移転であること。(10戸を超える場合はその1/2の戸数) ○移転促進区域内から全戸移転であること	○都市計画区域内 ○人口密度40人/ha以上
事業のイメージ		<p>◆住宅の集団移転： 移転先は高台造成地や既成市街地内</p>  <p>浸水区域→災害危険区域</p> <p>安全な高台 既成市街地 等</p>	<p>◆現地での住宅再建</p>  <p>浸水区域等</p> <p>嵩上げ 同じ場所</p>
事業の特徴	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○従前地は市へ売却可能（全員合意が必要） ○移転先住宅用地は分譲でも賃借でも可能 ○住宅団地移転者の住宅建設・土地購入に充てる借入金の利子補給（個別移転者は対象外）、移転者の引越し費用等の補助 ○住宅建設費等に関する借入金利子への補助がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害危険区域の指定は不要 ○土地権利は原則従前と同じ ○事業区内での移動（申し出）が可能 ○建物移転補償金を住宅建設や引越し費用等充当できる
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ▲災害危険区域の指定が必要 ▲災害危険区域内で移転促進区域を指定し区域内全戸の移転が必要 ▲移転先は平均敷地規模が100坪上限 ▲住宅は権利者自らが建設する 	<ul style="list-style-type: none"> ▲減歩（敷地）、または、減歩相当の金銭（清算金）負担が発生する ▲換地計画に関する合意形成が必要 ▲地盤嵩上げの場合地盤改良等が必要 ▲住宅は権利者自らが建設する ※土地の代わりとして清算金対応分を住宅として提供可能。
	従前地（被災地）	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な不動産評価に基づき市へ売却可能（災害危険区域としての評価査定）（移転促進区域内の全員の売却同意が必要） ⇒土地売却額が手に入る ・住宅建設は不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・従後地（換地）との交換 ⇒土地を売却する必要はない
	移転先	<ul style="list-style-type: none"> ・平均敷地規模が100坪上限 【分譲の場合】 ・適正な不動産評価に基づき市から購入可能（通常の宅地として市場価格と整合） ⇒上記の土地売却額等により移転先土地を購入する 【賃借の場合】 ・（例）適正な財産価格の5% ⇒上記の土地売却額等を活用し借地料を支払う 	<ul style="list-style-type: none"> ・従前地との交換 ・宅地の利用増進（道路環境や宅地形状等により利用価値の上昇）に対する減歩（面積減少）あり ⇒土地を購入する必要はない
	住宅建設	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅建設費（約1500万円）は自己資金 ・建設費等に対する借入金への利子補給（上限708万円）あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅建設（約1500万円）は自己資金 ・助成策なし（移転補償費を充当）
	引越し	<ul style="list-style-type: none"> ・補助あり（78万円以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物移転補償金で対応
事業期間	調査設計、法的手続き	約1年 ※高台などで埋蔵文化財調査が必要な場合は+約1年	約1年
	事業期間	約3年（高台造成する場合） 約1年（既成市街地内への移転）	約3年（地盤嵩上げする場合は約5年） ※換地計画に関する合意形成
	住宅建設等	約1年（権利者が実施）	約1年（権利者が実施）

事業手法		災害公営住宅整備事業
事業目的		激甚災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な被災者に対して、安定した生活の確保を目的として賃貸する公営住宅を建設する。
要件		○罹災証明を持っていること
事業のイメージ		
事業の特徴	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○県・市の建設もしくは借り上げにより、戸建、共同住宅ともに可能 ○地区施設(集会場、子育て支援施設、高齢者生活相談所、物置等)、津波避難施設(津波避難機能を有する施設、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等)等の整備も可能
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○建設場所は希望の場所とは限らない ○従前地を買取る制度ではない
	入居条件・家賃	<ul style="list-style-type: none"> ①入居条件: 災害で滅失した住居に居住していた人(入居収入基準要件および同居親族要件は適用されない) ②家賃: 収入や立地条件、床面積などによって定める $(家賃) = (家賃算定基礎額) \times (市町村立地係数) \times (規模係数) \times (経過年数係数) \times (利便性係数)$ <p>また、低所得者の家賃を低額化するための国の支援が拡充されています。 今回の震災では、払下げ期間の短縮などが実施されています。</p>
事業期間	調査設計、法的手続き	約1年
	事業期間	約1年

参考資料3：検討会でのその他の意見について

素案に記載した意見のほか、下記のような意見があり、技術的検討や関係機関との協議を踏まえ、以下のように検討しました。

1. 野原地区の土地利用に関して

野原地区を可住地とするという意見が出ていました。14.7mの防潮堤を整備したときのシミュレーションによると浸水深さが4～9m程度となり、可住地とするのは危険であるとの考えで、非可住としました。

2. 乙部、青砂里の山側の土地利用に関して

乙部、青砂里の山側住宅地をひな壇状に嵩上げし居住地とするという案が出ていました。可住とするために必要なひな壇の盛土の高さが地盤高+7m以上となり、ひな壇とするのは困難であるため、割愛しました。

3. 被災地はすべて非可住地という意見に関して

被災地はすべて非可住地という意見がありました。津波シミュレーションの結果、予想される浸水が軽微な浅い区域を非可住地とする根拠がないため、一部移転案では可住とする部分も設ける案としました。

4. アイノ山に高台移転するという意見に関して

アイノ山を造成する土木的検討を行った結果、地形が急峻なため、取付道路の確保に問題が多く、造成費用も多額になるため、移転の対象地とすることは難しく、アイノ山は移転先の候補としませんでした。

5. 防潮堤の線形の見直し及び天端に車道を設けることに関して

防潮堤の線形及び構造については、今後県が進める地質調査や詳細設計により具体的になってきますが、地質の状況などにより大きく左右されることから現段階での判断は困難となりましたので記載していません。

6. 兄形地区に運動公園を設けることに関して

兄形地区に運動公園を設けるという意見が出ました。兄形地区では、十分な用地を確保することが困難であるため、運動公園機能を持たない公園の候補地としました。

7. 国道45号の防潮堤を沿うルートへの変更に関して

国道45号の防潮堤に沿ったルート変更は、防潮堤の復旧整備にあたり、その災害査定が年内に予定されており、これから計画を変更して年内の災害査定に間に合わすことは時間的に難しいことや災害復旧制度以外の事業によることは考えにくいことから素案には記載していません。

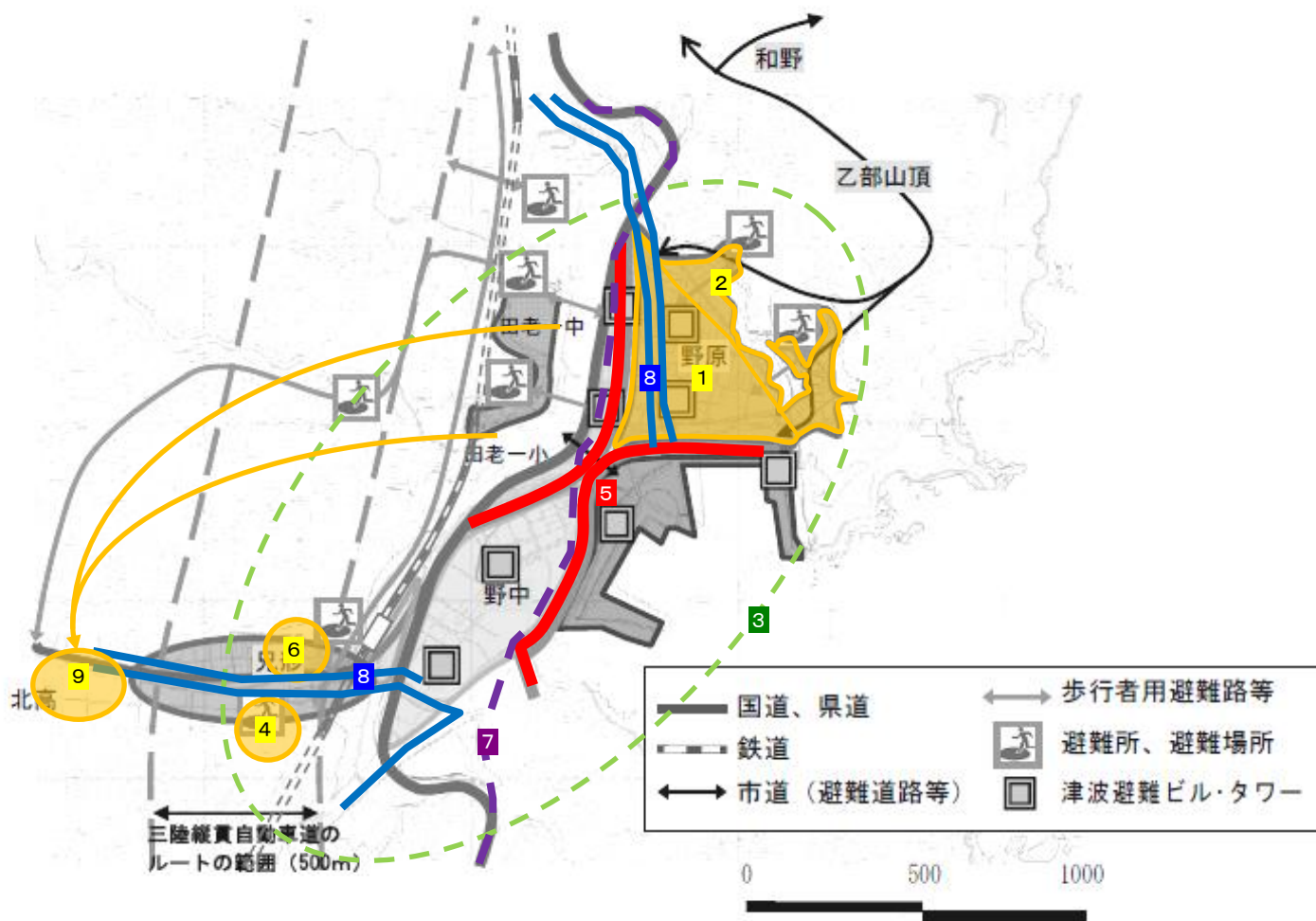
8. 河川に津波を流すことに関して

河川に津波を流すという意見が出ていました。津波を吸収できる容量がないこと、また、今回浸水しなかった上流部の被害が懸念されることから、水門により対応することとしています。

9. 北高校周辺に小中学校を集約することに関して

北高校周辺に小中学校を集約し、文教地区とするという意見が出ました。高台への移転も検討の視野に入れて、「安全な場所に移転する」、という記載をし、位置は示していません。

■意見対応図（番号は前頁の項目に対応）



参考資料4：地区復興まちづくりの目標から見た移転検討案（一部移転、全戸移転）の比較

◇一部移転とは、危険な区域を対象 ◇全戸移転とは、今回浸水しない周辺も対象

区分		全戸移転 (グリーンピア等)	全戸移転 (古田)	一部移転
内容		全戸が一体的に移転して、新しいまちづくりを進める。	全戸が一体的に移転して、新しいまちづくりを進める。	国道45号から山側及び田老駅前、浸水しない高さまで嵩上げをする。 予想浸水深さが非常に深く危険な区域は近くの高台へ移転する。
誰もが安心して住めるまち、災害に強いまち	津波からの安全性	○高い安全性が確保できる。 ○防潮堤の整備に関係なく安全なまちづくりを進められる。	○高い安全性が確保できる。 ○防潮堤の整備に関係なく安全なまちづくりを進められる。	△～○今回規模を越える津波の場合、嵩上げ部は浸水する可能性がある。 ×～△防潮堤が整備される間、危険性が高い。
住環境が良く、人に優しいまち、楽しいまち、ふるさとといえるまち	コミュニティの一体性	○一体的なコミュニティ形成が可能となる	○一体的なコミュニティ形成が可能となる	△従前のコミュニティが分散する。
	まちの歴史や記憶の継承	△一からのまちづくり・生活再建となる。	△一からのまちづくり・生活再建となる	○これまでの歴史や記憶をある程度継承できる。
漁業のまち、観光のまち、海と親しむまち	漁業と居住の場	△田老港から遠くなるなど、生活と生業の場が遠隔化する。	△田老港から遠くなるなど、生活と生業の場が遠隔化する。	○ある程度生活と生業の場が近接する。
	海との親しみ	△海から離れた暮らしとなる	△海から離れた暮らしとなる	○ある程度海に近い暮らしとなる。
商業のまち、製造業のまち、産業が盛んなまち	他地域や市の中心部とのつながり、駅や三陸道IC等との近接性	△市中心部や交通施設から遠隔化する △国道45号から引き込んだ場所となる。	△～○市中心部に比較的近接するが駅からは遠隔化する。 △国道45号から引き込んだ場所となる。 ×ICから遠隔化する。	○従前と大きく変わらない。 ○国道45号や三陸縦貫道を活用した地域の活性化の可能性が高い
その他	実現までの時間(事業期間)	△住民合意、多大な造成工事の問題など、時間を要する。	△住民合意、多大な造成工事の問題など、時間を要する。	○全戸移転より早期にできる。
	その他		○地区内に広い市有地があり、この土地を用地取得の面積が小さくて済む。	
		×移転を望まない人、被害を受けていない住宅も移転することとなる。	×移転を望まない人、被害を受けていない住宅も移転することとなる。	○被害を受けていない住宅や、防潮堤整備により安全性が高まる人は無理に移転する必要がない。
		×危険区域から移転する方には補助の制度があるが、そのほかは自己資金による移転が伴う	×危険区域から移転する方には補助の制度があるが、そのほかは自己資金による移転が伴う	
	×防潮堤の整備がされず、海岸付近の土地利用に影響がでる。	×防潮堤の整備がされず、海岸付近の土地利用に影響がでる。		